

社会保険

Q & A

「教えて城間先生!!」

Vol.3

社会保険にまつわる相談をQ & A形式でお伝えします。
今回は男性の育児休業についてです。

Q

妻が専業主婦の従業員から育児休業申出書が提出されたのですが、共働きではない従業員の育児休業取得は認められるのでしょうか？



事務担当者

A

はい、育児介護休業法第5条には、労働者はその養育する1歳に満たない子についてその事業主に申し出ることにより、育児休業することが出来るとしています。妻が専業主婦であるか共働きであるかの要件はなくなりました。なお、労働者からの育児休業申出を事業主は拒むことは出来ません。



城間先生

Q

わかりました。では、有期契約労働者（パート、派遣、契約労働者）も育児休業は取得できるのでしょうか？

A

はい。有期契約労働者については次の①、②の要件を満たすことで育児休業の取得が可能です。
①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること。
②子が1歳6か月に達する日までに、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないこと。申出の時点で①、②の両方を満たす方が対象となります。

Q

わかりました。従業員が希望する日から育児休業を取得させるには、どう進めたらよいのでしょうか？



A

従業員が希望する日から育児休業を取得するためには、休業開始予定日から1か月前までに原則として書面（事業主が認める場合にはFAXや電子メールによることでも可能）で申し出ることが必要なので、職場の理解を得るためになるべく早い時期から手続きを進めるように伝えておきましょう。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

3月5日（金）、12日（金）、19日（金）、26日（金）

4月2日（金）、9日（金）、16日（金）、23日（金）、30日（金） 各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

